

(続紙 1)

京都大学	博士（経済学）	氏名	川瀬（細島） 憲子
論文題目	アメリカの補助金と州・地方財政		
（論文内容の要旨） 本論文は、ジョンソン政権期からオバマ政権期までのアメリカの政府間財政関係、すなわち1960年代から2000年代にかけての州・地方財政や地方自治システムの変容過程について、特にニューヨーク州と州内市町村の行財政分析を通じて、実証的に明らかにした労作である。 本論文においては、以下に示す3つの課題が認定される。第1に、アメリカにおける補助金の動向が州・地方財政に及ぼした影響について、1960年代以降の歴史的過程を通じて明らかにすることである。第2に、州補助金の動向と地方財政との関係を明らかにすることである。第3に、州、カウンティ、市町村における地方自治、住民自治システムの実態を明らかにすることである。 本論文は、以下の8章から構成される。 前半は主として1960年代から1980年代までの連邦補助金政策が扱われる。第1章では、1960年代の民主党ジョンソン政権下の「偉大な社会」期の連邦補助金政策が取り上げられる。公的扶助が爆発的に増加する一方、都市危機への対応として「都市型」連邦補助金が増加し、連邦補助金をめぐって連邦と州・地方間の負担問題がどのように顕在化したのかが検証される。 第2章では、共和党ニクソン政権下の1972年に成立した一般交付金制度に焦点が当てられる。地方財政調整制度がアメリカで定着しなかった理由が分析され、その構造と問題点が浮き彫りにされる。 第3章では、1980年代の共和党レーガン政権期のブロック補助金政策が州・地方財政に及ぼした影響が検証される。 本論文の後半は、1980年代以降の新連邦主義下における州の役割に着目し、州補助金に焦点が当てられて州と市町村との関係が中心に分析される。第4章では、新連邦主義の実験場とされるニューヨーク州が取り上げられ、1975年ニューヨーク市財政危機以降の州補助金の変化と州内財政調整機能の変化が分析される。 第5章では、自活型連邦主義と呼ばれる自助努力の連邦主義と新たな州と都市との関係について、アメリカの州全体の動向と、ニューヨーク州内の州と市の関係が、郊外カウンティとの比較を通じて分析される。 第6章では、「繁栄期」といわれる1980年代のニューヨーク市経済の構造転換と雇用問題に焦点が当てられ、市経済がグローバル化を通じて「世界経済依存型」へと転換し、雇用の不安定化が高まっていく実態が明らかにされる。 第7章では、1980年代の「繁栄期」に拡大した貧富の格差の実態を示した上で、ニューヨーク州における州・地方の経費動向と貧困対策、州・地方税制改革と税収の動向、1990年ニューヨーク州財政危機と財政改革について論じられる。 第8章では、1990年代から2000年代にかけての州税減税と州教育補助金に焦点が当てられ自治体財政への影響が分析される。2008年のリーマン・ショック以降に州・地			

方財政が世界恐慌以来最悪の財政危機に陥っていることへの対応として、オバマ政権下ではARRA（アメリカ再生及び再投資法）関連補助金が急増しており、ジョンソン政権以来最大の連邦政府による救済策ともいえる政策が展開しつつある。そうした新たな展開が自治体財政に及ぼす影響について、ウェストチェスターカウンティ財政とイーストチェスター町財政、イーストチェスター学区財政を具体的事例として取り上げ、さらに詳細な分析が行われる。アングロサクソン型競争的分権主義といわれるアメリカにおいて、5万余もの市町村を有し、住民に対する福祉や教育などのきめ細やかな行政サービスを推進していることが注目すべき点として指摘される。小規模市町村であるからこそ、住民参加型、住民共同参画型の政策をすすめることができるという利点があり、小規模市町村の広域的行政の調整を行っているのが郡カウンティであることが示され、日本の自治体改革論への示唆とされる。

(論文審査の結果の要旨)

本論文は、1960年代から約50年にわたるアメリカの州・地方財政や地方自治システムの変容過程を、綿密な一次資料の収集と丹念な実態調査に基づいて、その全体像を描き出すことに成功し、今後のアメリカ政府間財政関係論の共通の基礎となる研究成果を上げた。このことは本論文の基本的な特徴であり、貴重な学術的功績である。政府間財政関係に関しては、従来、一方でW. オーツの分権化定理が示すように、集権的な全国均一の公共サービス供給よりも財政の分権化によってより高い社会厚生水準が実現できるとする伝統的見解があるが、他方で地方政府が政府間財政移転や公債に依存する傾向があると指摘され、中・下層政府への財政援助が財政の非効率性と支出拡大要因になると主張されていた。しかし全体としては、政府間財政関係に関する実証研究の蓄積が乏しく、特に州内財政調整やカウンティ財政、小規模自治体財政などの分析は手薄であった。本論文はこうした研究上の間隙を埋めるものであり、貴重な学術的貢献として、高く評価できる。

本論文のさらなる学術的功績を示せば、以下のとおりである。

第1に特筆すべきは、アメリカ州・地方財政に関して財政移転と連邦の地方政府への財政的介入に着目して、ニューヨーク州と州内市町村を対象に徹底的な事例調査を行い、実態を解明したことである。そして、アメリカにおける財政調整機能は連邦レベルよりもむしろ州・地方財政レベルで担われていることを明らかにしたことである。アメリカでは1972年のニクソン政権期に一般交付金制度が導入されたものの規模も小さく、十分な財政調整機能を発揮せぬまま、わずか14年後の1986年にレーガン政権のもとで廃止された。連邦政府から州・地方政府に対する財政移転は、もっぱら特定補助金やブロック補助金に特化され、一般財源による財政力格差是正の仕組みを有していない。そのため、財政調整制度を持たない国アメリカと言われることになるが、実態としては州政府による州内財政調整や州補助金による財政調整機能が大きな役割を果たしているのである。

第2に、参考論文として提出された『「分権改革」と地方財政』においては、民主党政権下ですすめられた、ひもつき補助金の一括交付金化、義務付け・枠付けの見直しなどを中心としたいわゆる地域主権改革が分析されており、その結果とあわせてみるならば、政府間財政関係の日米比較の試みにもなっており、連邦制における中間自治体としてのカウンティ等の役割や基礎自治体である市町村の規模と狭域的サービスのあり方などへの問題提起を行った研究として価値あるものである。アメリカにおけるいわゆる草の根民主主義が最も基礎的な自治組織によって担われていることを示唆しており、興味深い知見が得られている。

以上、本論文がなした学術的貢献は大きいものがあるが、いくつかの残された課題を指摘することができる。日本の政府間関係と比較する場合に何重にもなる多層的な地方政府の役割分担に規範的な原則が存在するか否かはまず確認されるべきである。また、州・地方財政を分析する際には、一般会計だけではなく、資本予算も含めて総合的な評価が必要ではないか。さらに、州・地方財政システムや地方自治の

あり様を変容させていると思われるアメリカ資本主義の発展過程との関連への言及が十分とは言えない。

しかし、これらは今後の研究に俟つべきともいえる課題であり、著者が行った半世紀にわたるアメリカ政府間財政関係の変容過程に関する徹底的な実証研究と、そこから引き出された地方自治の財政的基盤に関する価値ある成果の意義を減じるものではない。

よって、本論文は、博士（経済学）の学位論文として価値あるものと認める。

尚、平成24年6月28日、論文内容とそれに関連した試問を行った結果、合格と認めた。